

別紙第一号書式（第三条関係）

第一片

（注意）延滞金を支払わなければならない場合において、領収しました金額が元本及び支払われるべき延滞金の合計額に不足するときは、領収しました金額を延滞金、元本（元本、延滞金）の順に充当します。

納入告知書・領収証書（特別調達資金）

（番号）

右のとおり納付して下さい。なお、納付期限内に完納されなかったときは、右の延滞金の計算方法により延滞金額を計算して、その額及び合計額を該当欄に記入して納付して下さい。

納付期限	年 月 日 （特別調達資金債権管理職員 官 職 氏名 印） （住 所） （氏 名） 殿	納付目的	下記の合計額を領収しました。											
		延滞金の計算方法	（領収年月日、領収者名及び領収印）又は（領収者名の表示のある領収日付印）											
納付場所	殿	（年 度）												
		特別調達資金	防衛省所管											
受入金を受け入れる職員	特別調達資金会計官、分任特別調達資金会計官又は特別調達資金出納官吏官職氏名	取引店	日本銀行	店	（取 扱 庁 名）									
					元 本 （科目又は符号）	千	百	十	万	千	百	十	円	
					延 滞 金 （科目又は符号）									
					合 計 額									

◎この書面は、切り離さずに納付場所に提出して下さい。

第二片

領 収 控（特別調達資金）

（番号）

納付期限	（住 所） （氏 名） 殿	納付目的	下記の合計額を領収しました。											
		延滞金の計算方法	（領収年月日、領収者名及び領収印）又は（領収者名の表示のある領収日付印）											
納付場所	殿	（年 度）												
		特別調達資金	防衛省所管											
受入金を受け入れる職員	特別調達資金会計官、分任特別調達資金会計官、特別調達資金出納命令官又は特別調達資金出納官吏官職氏名	取引店	日本銀行	店	（取 扱 庁 名）									
					元 本 （科目又は符号）	千	百	十	万	千	百	十	円	
					延 滞 金 （科目又は符号）									
					合 計 額									

第三片

領 収 済 通 知 書（特別調達資金）

（番号）

納付期限	（特別調達資金債権管理職員 官職氏名並びに所属庁名及び所在地） （住 所） （氏 名） 殿	納付目的	下記の合計額を領収しました。											
		延滞金の計算方法	（領収年月日、領収者名及び領収印）又は（領収者名の表示のある領収日付印）											
納付場所	殿	（年 度）												
		特別調達資金	防衛省所管											
受入金を受け入れる職員	特別調達資金会計官、分任特別調達資金会計官、特別調達資金出納命令官又は特別調達資金出納官吏官職氏名	取引店	日本銀行	店	（取 扱 庁 名）									
					元 本 （科目又は符号）	千	百	十	万	千	百	十	円	
					延 滞 金 （科目又は符号）									
					合 計 額									

備考

- 1 用紙寸法は、各片ともおおむね縦11cm、横21cmとする。
- 2 科目に代わる符号を用いる場合は、特別調達資金債権管理職員が適宜に定める科目ごとの符号をもつて表示するものとする。
- 3 法第33条第1項その他特別の法令において延滞金に関する定めのある債権にあつては、当該法令の定めに従い、延滞金に関する事項について必要な修正を行い、又はこれらの事項（合計額を含む。）のうち法令上記載する必要を生じない事項を省略することができる。
- 4 必要に応じて、元本、延滞金及び合計額の金額欄のそれぞれの配置を変更し、又は納付の目的、納付期限、納付場所及び延滞金の計算方法に関する事項の記載順序を変更することができる。
- 5 利息又は一定の期間に応じて付する加算金に係る債権で元本債権と同時に収納すべきものについては、利息又は加算金の金額欄、「利息の計算方法」又は「加算金の計算方法」、納付の請求の文言（一定の期間に応じて付する加算金に限る。）及び弁済の充当の文言を加えるものとする。
- 6 法第33条第2項の規定の適用を受ける債権にあつては、納付の請求の文言の次に次のただし書を加えることができる。ただし、延滞金額が100円未満の場合には、延滞金額の納付を要しない。
- 7 元本完納後、延滞金又は一定の期間に応じて付する加算金の未納額について納入の告知をするときは、「納付期限」には、未納に係る延滞金又は加算金の計算期間を示し、直ちに納付すべき旨を記載するものとする。
- 8 住所氏名欄は、左端から4cm、上端から3.5cmを超える部分に縦4.5cm、横8cmの大きさで設けることとする。ただし、窓明き封筒を利用しない官署にあつては、その大きさ及び位置を著しく変更しない範囲で変更することができる。
- 9 設置令第1条に規定する諸機関に係る債権又は施行令第1条の2に規定する損害賠償金、弁償金若しくは物品の売払代金の債権にあつては、領収済通知書のあて先の欄の下に「経由先」の見出しを付し、「資金会計官」と記載し、その官職氏名及び所属庁の所在地を記入するほか、当該領収済通知書の表面余白に「資金会計官経由」の朱印を押さなければならない。